

平成 18 年 8

東京学芸大学学生相談支援センター規程

制定理由

本学における学生相談体制の充実を図るため、学生相談支援センターを設置するものである。

承認経過

平成 18 年 2 月 1 日 役員会 審議承認

平成 18 年 2 月 1 日 部局長会 審議承認

平成 18 年 2 月 1 日 教育研究評議会 審議承認

東京学芸大学学生相談支援センター規程を次のように制定する。

平成18年2月2日

東京学芸大学長

鷲山恭彦

平成18年規程第6号

東京学芸大学学生相談支援センター規程

第1章 総則

(目的)

第1条 東京学芸大学学生相談支援センター(以下「センター」という。)は、東京学芸大学(以下「本学」という。)の学生の修学、進路及び学生生活上の相談(以下「学生相談等」という。)に応じ、豊かで快適な学生生活の支援に寄与することを目的とする。

(部門)

第2条 センターに、カウンセリング部門及びキャリア支援部門を置き、次に掲げる業務を行う。

- (1) 修学及び学生生活に関する相談及びカウンセリング
- (2) 学生の進路に関する相談
- (3) その他学生相談等に関し必要な業務

(職員)

第3条 センターに、センター長及び専任教員又は特任教授等(特任教授、特任助教授又は特任講師をいう。)を置く。

- 2 前項に定める職員のほか、必要に応じて兼任教員を置くことができる。
- 3 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(センター長)

第4条 センター長は、本学専任の教授のうちから、次条に定める運営委員会の推薦に基づき、学長が任命する。

- 2 センター長は、センターの管理運営をつかさどる。
- 3 センター長の任期は2年とし、1回に限り再任されることができる。ただし、欠員が生じた場合に任命されるセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

第2章 運営委員会

(運営委員会)

第 5 条 センターに、センターの管理運営に関する事項を審議するため、運営委員会 (以下「委員会」という。) を置く。

(審議事項)

第 6 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの運営の基本方針に関すること。
- (2) センターの職員に関すること。
- (3) センターの予算に関すること。
- (4) その他センターの管理運営に関すること。

(組織)

第 7 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 学系長
- (3) 保健管理センター所長
- (4) 保健管理センターの専任教員
- (5) その他学長が委嘱する者 若干名

(任期)

第 8 条 前条第 5 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 9 条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(会議)

第 10 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 11 条 委員会は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第 3 章 センター会議

(センター会議)

第 12 条 センターに、センターの運営、学生指導・助言及びカウンセリングに関する事項を協議するため、センター長、所属職員及び兼任教員をもって組織するセンター会議を置く。

第4章 雑則

(事務)

第13条 センターに関する事務は、学務部学生サービス課が処理する。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。